



# だまされないで！

## 特殊詐欺

詐欺は  
あなたの  
すぐそばに...



依然として被害者が出ている「特殊詐欺」。  
犯行は人の心理を利用して不安をあおり、だます手口で行われています。  
他人事ではない「特殊詐欺」の被害にあわないため、  
その手口と対策を知ることが重要です。  
この機会にご家族でも確認されてみてはいかがでしょうか。

### ■特殊詐欺とは

これまで被害の多かったオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺の「振り込め詐欺」に加え、「振り込め詐欺以外の特殊詐欺」を総称して特殊詐欺といいます。

図に表すと下のようなイメージで、被害の多い振り込め詐欺の内容は、次のようなものです。

#### 特殊詐欺

##### 振り込め詐欺

- ・ **オレオレ詐欺**  
親族などを装い、現金をだまし取る。
- ・ **架空請求詐欺**  
携帯電話やパソコン使用による有料サイトの利用料名目で現金を要求する。
- ・ **融資保証金詐欺**  
融資名目で保証金と称して現金を要求する。
- ・ **還付金等詐欺**  
医療費などの控除を受けられるとして銀行ATMを操作させ現金をだまし取る。

##### 振り込め詐欺以外の特殊詐欺

- ・ 金融商品等取引名目の詐欺
- ・ 異性との交際あっせん名目の詐欺
- ・ ギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺
- ・ その他の特殊詐欺

### ■北海道の被害状況

#### □特殊詐欺の被害

北海道内の特殊詐欺の昨年の被害状況は、被害件数は307件、被害金額は約6億6,410万円です。前年と比較すると、被害件数は116件の増加(1.6倍)、被害金額は約2億2,700万円(1.5倍)の増加となりました。

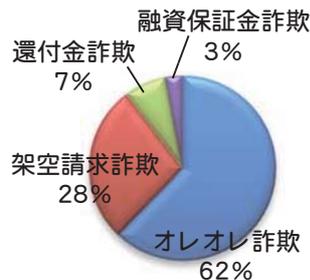
	平成27年	平成28年	平成29年
被害件数	275件	191件	307件
被害金額	9億3,262万円	4億3,649万円	6億6,410万円

#### □内、振り込め詐欺の被害

特殊詐欺は、「振り込め詐欺」と「振り込め詐欺以外の特殊詐欺」に分類されますが、「振り込め詐欺」の被害が約9割を占めています。

	平成27年	平成28年	平成29年
被害件数	257件	177件	297件
被害金額	8億402万円	3億8,764万円	5億9,017万円

#### □平成29年振り込め詐欺の被害金額内訳



	被害金額
オレオレ詐欺	3億6,684万円
架空請求詐欺	1億6,242万円
還付金詐欺	4,310万円
融資保証金詐欺	1,781万円

被害状況データは北海道警察発表分より抜粋し、被害金額は千円未満を切り上げしています。

## ■当別町の相談状況 - - - - -

当別町内でも「特殊詐欺」と思われる相談が、毎年消費生活相談窓口寄せられ、その件数も年々増加しており、詐欺の手口に直面してしまうのか、油断できない状況になりつつあります。

しかし、適切な知識を身につけることで、詐欺の手口から身を守り、被害に遭うことを防ぐことは可能です。そのためには、日頃からテレビ報道や新聞等で詐欺等に関する情報収集を行い、自身の大切な財産を守りましょう！

### □町の相談件数状況

当別町で多かった特殊詐欺に関する相談は、年々増えており、平成27年・28年は「ワンクリック請求」の相談が一番多くありました。平成29年になると傾向が変わり、「架空請求ハガキ」に関する相談が多く寄せられました。

詐欺の種類	平成27年	平成28年	平成29年
架空請求ハガキ	—	1件	<b>29件</b>
身に覚えのない料金請求(メール)	3件	5件	6件
ワンクリック請求(サイトをクリックすると登録完了画面になり金銭を要求される)	<b>4件</b>	<b>8件</b>	2件
その他の詐欺	9件	3件	8件
相談件数	16件	17件	45件

(町および北海道消費性センター相談受付数より  
特殊詐欺に関するものを抜粋)



### □町でもこんな相談が 複数件ありました！

#### 事例1)

インターネットのサイトで、欲しい商品が通常より安く販売されていたので注文した。

→お金を振り込んだが商品が届かず、連絡もつかない。

#### 事例2)

架空請求ハガキが家に届き書いてある連絡先に電話をかけてしまった。

→相手は出なかったが今後どうしたら良いか、不安だ。

#### 事例3)

SMS(ショートメッセージサービス)に実在するカード会社から、個人情報を入力させる内容のメールが届いた。何かの契約が成立してしまったのか。

こんな時は、ひとりで悩まず「消費生活相談窓口」  
当別町役場1階(町民生活係内)へご相談ください。

## ■近年増えている詐欺の手口 - - - - -

### □架空請求ハガキと対処法

「訴訟をおこす！」と脅して金銭の支払いを請求する「架空請求ハガキ」を送り付ける手口は、全国的にも急増し、実際にお金をとられる被害が出ていますが、当別町での被害報告はありません(平成30年6月末現在)。ハガキに限らず、メールやSMSで届く場合もありますが、決して慌てず<sup>あわ</sup>に無視をするようにしてください。

心当たりのないハガキや  
メール・SMS(ショートメッセージサービス)には  
決して対応せず、無視してください！

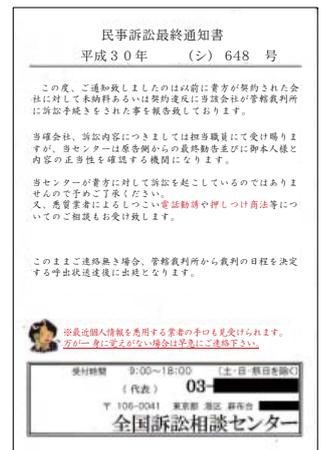
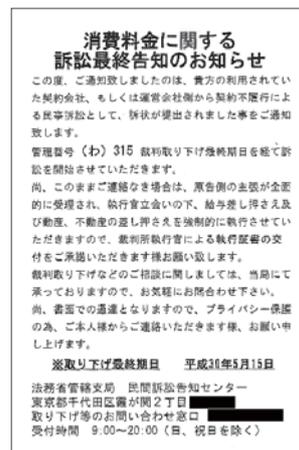


#### 事例1)

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」のハガキが届き、相手から言われた支払番号で裁判取り下げ料金を払ってしまった。

### ※どちらも詐欺のハガキです。ご注意ください！

このハガキの相手に電話すると、  
電子マネー、コンビニ払い、宅急便で  
「訴訟取り消し和解金」等を支払うよう  
指示されます。



最近はこちらの  
タイプのハガキも  
出回っているようです。

#### 事例2)

実在の事業者名をかたるSMSが届き、「未納料金を一旦支払えば返金される」と言われ、電子マネーで支払ってしまった。

## ■詐欺の被害に遭わないために - - -

- 留守番電話を活用し必要な相手だけ出る。
- 家族しか答えられない、合言葉を決めておく。
- 「自分は大丈夫」は禁物です！  
新聞、TV等の情報に注意しておく。
- お金の話が出たら一人で判断しない。
- 現金、キャッシュカード、通帳、印鑑は  
決して人に渡さない！
- ATMの限度額を下げしておく。



## ■金融機関の取り組み - - - - -

町内の各金融機関では、預金者の被害防止を目的として、さまざまな対策をしています。

主に高齢者を対象としてATMによる振込制限を設定したり、窓口で多額の現金を引き出す際には、必ず用途確認をしています。必要に応じて、警察官立ち合いによる確認を行うこともあります。

なお、制限等の内容は各金融機関によって異なりますので、必要に応じて事前にご確認ください。



## トラブルを防ぐ知識を身につけよう !!

### ☆消費者講座

振り込め詐欺などの「特殊詐欺」の被害者にならないため、消費者トラブルから身を守るために、暮らしに役立つ消費者知識を身につけませんか？

**日にち** 10月12・19・26日、いずれも金曜日  
※開催日ごとに講座内容が変わります。

**場所** ふれあい倉庫（カルチャーホール）  
**講師** 当別町消費生活相談員（10/12、10/26）  
北海道消費者協会講師（10/19）

**内容** ・特殊詐欺の手口と対処方法  
・消費者被害に遭わないために役立つ  
法知識など

※時間や詳細は別途お知らせします。



詐欺に遭わないよう  
予備知識を  
身に付けましょう！

### ☆出前講座

町内会、高齢者クラブ、サークル等の集まり時にご利用ください。振り込め詐欺・悪質商法などの被害に遭わないためのポイントをDVDなどを使用して分かりやすくお話します。申込みは、お電話または窓口で受け付けています。

**講師** 消費生活相談員など  
**時間** 30～90分程度  
※相談に応じます。



リフォーム詐欺のイメージ

消費生活相談窓口では、「特殊詐欺」に関する相談の他、「消費生活」に関する相談などもお受けしています。お困りごとはひとりでも悩まずお気軽にご相談ください。

### ★相談・出前講座の申込み

特集に関する問合せ ☎ 23 - 3209

環境生活課町民生活係、消費生活相談窓口